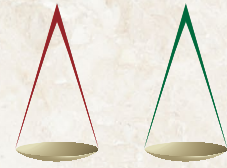


Attorney & Accountant



広島総合法律会計事務所は

企業・市民の皆様の様々な問題をワンストップでサポートします

グループ内の法律事務所、税理士事務所、公認会計士事務所、社会保険労務士事務所、

データ制作費

相互の連携により、ワンストップで対応いたします。



- 広島電鉄路面電車 白島電停(徒歩1分)
- 広島高速交通アストラムライン「城北駅」(徒歩8分)
- JR「新白島駅」(徒歩10分)

広島総合法律会計事務所

〒730-0004 広島市中区東白島町14-15 NTTクレド白島ビル7F
<http://www.hirosa.jp/>

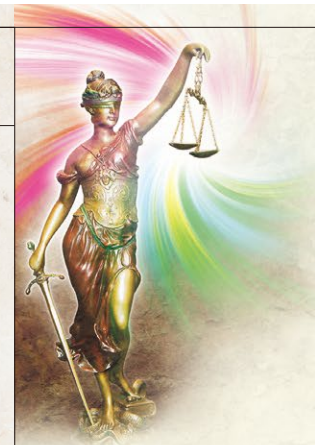
弁護士法人 広島総合法律会計事務所TEL:082-227-1100 FAX:082-227-1200

広島総合税理士法人 広島総合公認会計士共同事務所.....TEL:082-227-1414 FAX:082-227-1122

広島総合社会保険労務士法人.....TEL:082-227-1005 FAX:082-227-1400

★事務所受付時間 平日 9:00~18:00

(ただし、12:00~13:00はお昼休みをいただいております。)



A&A REPORT

Attorney & Accountant



8 AUGUST 2025 Vol.38

広島総合法律会計事務所
〒730-0004 広島市中区東白島町14-15
NTTクレド白島ビル7F
<http://www.hirosa.jp/>

● 暑中お見舞い申し上げます

社会保険労務士 木戸 智香

本年8月より、広島総合社会保険労務士法人のパートナーに就任致しました。引き続きご愛顧のほど、よろしくお願い申し上げます。

社労士部門が法人化してから12年目を迎えました。昨年春に執務室を拡張後、新たなスタッフ3名を迎えて、現在、社労士部門は総勢19名に。この

うち社労士6名体制で、それぞれの持ち味を活かしながら、協力し合い、意欲的に業務に当たっております。クライアントの皆様からの格別なご支援とお引き立てに心より感謝申し上げます。



私は、令和元年にこちらの社労士部門に入所致しました。社労士登録は十数年前、右も左も判らぬまま社労士の業界に飛び込んだのは二十数年前のことになります。その間、多くの方々に支えていただきながら、あっという間に時間が経ちました。最近では、瞬きをするごとにひと月が経過しているのではないかと感じるほど月日の経つのが早く、「令和7年」の年号に慣れないうちに「令和8年」を迎えることになりそうです。

ここ数十年の間に、リーマンショック、新型コロナウイルス感染症の感染拡大による雇用への影響、新たな法律の施行や改正、AIの登場並びにビジネス分野での活用もあって、人々の意識や働き方も様変わりし続けています。そのような状況においても、確かな専門性と変化を恐れない姿勢で、常に最新の法改正情報と専門分野での動向をリサーチし、ニーズに対して的確にお応えできる事務所でありた

いと願っております。

特に昨今は、気候変動により熱中症リスクが年々高まっています。夏場の気温上昇に伴って、労災も増えており、厚生労働省の令和6年の統計データによると、4日以上休業を必要とした労災は1,257人（このうち死亡が31人、約7割は屋外での業務）に上ります。労災に至った要因としては、初期症状の放置と対応の遅れが挙げられるところから、現場で症状を重篤化させないための適切な対策の実施を求められることとなり、本年6月1日より、職場における熱中症対策が義務化されました。この改正により、対象となる作業場において、熱中症重篤化防止のための措置（体制整備・手順作成・関係者への周知）が必要となります。

最後に、全国社会保険労務士会連合会の活動についてご案内致します。労働社会保険諸法令の遵守や職場環境の改善に積極的に取り組み、企業経営の健全化を進める企業を社労士が診断・認証する制度「社労士診断認証制度」が令和2年4月よりスタートしています。認証を受けた企業の情報や最新の労務関連情報をウェブサイトに掲載し、求人活動における差別化、労務コンプライアンスへの取り組み、「人を大切にする企業」をアピールしたい場合に企業PRとして活用いただける制度を目指しています。

今後も、クライアントの皆様のニーズに真摯に向き合い、専門性の高いサービスを提供し、お役に立てるよう精進してまいりますので、引き続きご指導ご鞭撻のほど、よろしくお願い申し上げます。

猛暑厳しき折、どうぞご自愛の上お過ごしくださいませ。



● A&Aセミナー 「事業承継連続セミナー」

中小企業において、会社を存続させていくためには、事業承継は避けて通ることのできない課題です。この度、事業承継のうち、親族内承継と親族外承継というテーマに分けて、2回の連続セミナーを開催しました。法務、税務・会計、人事労務の各分野を横断的に、事業承継を行う際にどのような選択肢があり、どのような準備が必要か、どのような点に注意すべきかなどについて解説をしました。

親族内承継セミナー（1月23日開催）

弁護士 河合 直人
税理士 小平 祥彦

税務的・法的説明よりも前に、親族内承継においては、準備期間と後継者育成、支援体制作りが重要です。承継の体制・方針が確定した後に、株式を売買で譲渡するのか、贈与で譲渡するのか、といった方式の判断を行います。贈与の場合には贈与税が問題となり、暦年贈与や相続時精算課税制度の利用を検討することになります。

売買・贈与に共通しますが、非上場株式をどのように評価するのか、その評価方法を踏まえた評価額の引き下げ方法、納税猶予制度の利用なども検討の対象となります。

急な承継に備え、遺言を作成しておいた方がよい

ですが、比較的簡易な方法である「遺言書保管制度」というものもあります。遺言の内容面では遺留分への配慮が必要で、家裁での事前放棄、特別法による固定合意や除外合意も可能であれば利用を試みても良いでしょう。

相続の場合、相続税への対処も必要です。相続税の概算計算、引き下げ方法の検討と納税資金対策といったものが主なものになります。また、事業承継税制の適用を受けるべきかどうか未確定であっても、提出期限が2026年3月31日とされていますので、適用が可能なのであれば、ひとまず準備を行って、提出するというのも合理的かと思えます。

親族外承継セミナー（3月27日開催）

弁護士 向井 良
税理士 岡本 倫明
社会保険労務士 小山 儀典

事業承継を目的として、親族外に事業承継を図ること、いわゆる「M&A」をすることもあります。親族内で事業承継の候補者がいない場合であっても、M&Aによって事業を承継してもらうことによって、事業、従業員の雇用を維持できる等のメリットがあります。

M&A取引は、M&Aの目的・スキームの策定、候補者の選定、デューデリジェンス、売買条件の交渉等、最終合意までの一連の手続きには相応の時間を要します。

M&Aとひと口に言っても、合併、会社分割、事業譲渡、株式譲渡といった典型的なスキームの他、MBO（経営陣による買収）など、様々な手法がありますので、会社ごとの事業承継の目的に合致したスキームを選択します。

また、売買条件の中心である株式価値の評価手法

においても複数の考え方があり、いかなる手法を採用し、会社の状態をどのように評価するか、交渉がなされます。適正な評価がなされるためには、例えば、経営計画の策定、法令に則った規程の整備や、労務管理がなされているかといったこともポイントになります。

こうした点は、一朝一夕に準備できるものではありませんので、将来の事業承継を見越して、社内でも早期に取り組みを開始しておくことが重要です。



岡本税理士



小山社労士

古田隆規弁護士を偲んで

昨年10月26日、当事務所で長年にわたり弁護士として活躍された古田隆規弁護士が、89歳で亡くなりました。

古田弁護士は広島市中区出身で九州大学法学部を卒業後、昭和44年、大阪弁護士会に登録（21期）。昭和48年、広島弁護士会に登録変更され、平成5年に広島弁護士会会長、平成8年に日弁連副会長、平成12年に（財）法律扶助協会広島県支部長を歴任されました。広島弁護士会では、財務、刑事弁護センター、法律相談センター、平和推進委員会の各委員長を務められました。亡くなるまで実に55年の現役生活でした。

平成5年6月には、医師会、被団協、連合広島などと結成した「原爆ドームの世界遺産化をすすめる会」の代表委員に就任し、国会や政府を動かすための署名活動、請願書提出など、先頭に立って取り組まれました（世界遺産化が平成8年に決定）。原爆投下当時は小学生で、親と離れた疎開先で寂しく、ひもじい思いをした記憶が原点にあり、江田島の旧海軍兵学校にも時々足を運んで、特攻兵らの遺影や遺書に思いを馳せるのだと語られていました。

包容力、人望があり、歌も得意でコンサートを開いたり、娘さんのピアノ伴奏入りのCDを作って弁護士会員に配るなど、プライベートでも人生を謳歌されました。私どもは、広島の弁護士として、古田弁護士の信念を受け継ぎ、これからも業務に邁進してまいります。



1993年10月1日 広島国際会議場（中国新聞社提供）



1992年6月1日 接見妨害国賠弁護団による記者会見（古田弁護士：写真中央）

